

○大学強化指定クラブスポーツ特別奨学金規程

平成18年9月29日

制定

(目的)

第1条 この規程は、強化指定クラブのクラブ活動を通じた京都先端科学大学の発展に資することを目的として支給する強化指定クラブスポーツ特別奨学金(以下「奨学金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(強化指定クラブ)

第2条 強化指定クラブとは、大学クラブ規程及び大学強化指定クラブ内規に基づいて指定されたクラブとする。

(対象者)

第3条 奨学金の受給対象者は、強化指定クラブに属する者で、スポーツ選手として優れた才能を有し、かつ、在学期間中にスポーツ競技力の向上及び勉学を両立させる者とする。

(支給額)

第4条 奨学金の額は、次の各号に定める種別に従い、奨学生が各年度に納入すべき入学金、授業料及び施設設備費の額に当該各号の割合を乗じて定める。

(1) 第一種 10割

(2) 第二種 5割

(支給期間)

第5条 奨学金の支給期間は、第8学期をもって限度とする。

(支給方法)

第6条 奨学金の支給は、第4条に定める各種納入金に充当する方法により行う。

(人数)

第7条 奨学生の人数は、学長が予算の範囲内で決定する。

(選考)

第8条 奨学生の選考及び支給額の決定に関わる審議は、大学学生委員会において行い、当該学生の所属する学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(採用通知)

第9条 採用通知は、本人および保証人に対し、前条により奨学生が決定された後、遅滞なく行うものとする。

(提出書類)

第10条 奨学生として採用された学生は、所定の誓約書を速やかに提出しなければならない。

(異動)

第11条 奨学生は、次の各号に該当する場合には、直ちに届け出なければならない。

- (1) 本人又は保証人の氏名、住所その他の登録事項に変更が生じたとき。
- (2) 保証人を変更するとき。
- (3) 入学を辞退し、又は、休学若しくは退学をするとき。
- (4) 休部又は退部をするとき。

(支給の停止)

第12条 奨学金の支給は、次の各号による見直しを行い、停止することがある。

- (1) 過年度の活動状況。
- (2) 取得単位を14単位以下の学期が2回連続した場合。ただし、3年生秋学期終了時に110単位(要卒業単位)を取得したときには、当該学期以降につき、取得単位数条件は課さないこととするが、当該学期及び4年生春学期につき、最低2単位は取得しなければならない。
- (3) その他大学学生委員会が必要と認めたとき。

(支給再開)

第13条 前条により奨学金の支給を停止された者について停止の原因となった状況が改善されたときは、奨学金の支給は、再開する。

(資格喪失)

第14条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 入学を辞退したとき。
- (2) 除籍をされ、又は、退学をしたとき。
- (3) 退部をしたとき。
- (4) 出願書類等の提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) 本学の学生としてふさわしくない行為があったとき。

(返還)

第15条 奨学金は、返還することを要しない。ただし、前条第4号又は第5号により資格を喪失した場合は、採用時に遡って返還義務が生じるものとする。

(認定)

第16条 第12条から前条に関する審議は、大学学生委員会において行い、当該学生の所属する学部の教授会の議を経て学長が決定する。

(併給)

第17条 京都先端科学大学が支給する他の奨学金との併給は、認めない。ただし、沖縄県特別奨学金及び京都先端科学大学以外の組織が支給する奨学金についてはこの限りではない。

(所管)

第18条 本規程に関する所管は、教育修学支援センター事務室(学生担当)とする。

(改廃)

第19条 この規程の改廃に当たって、学長は各学部教授会及び大学評議会の意見を聴くものとする。

附 則

この規程は、平成18年9月29日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。(組織の再編による改正他)

附 則

この改正は、平成24年4月1日から適用する。(規則等の区分及び制定等規則及び同細則による改正、クラブ関連規程の整備に伴う強化指定クラブの定義に関する改正)

附 則

この改正は、平成27年4月1日から適用し、平成28年度入学者から適用する。(支給の停止基準の変更に伴う改正)

附 則

この改正は、平成29年10月1日から適用する。(併給調整に伴う改正)

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。(大学名の変更等による改正)